

福岡県医発第1637号(地)

平成19年12月13日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

鳥インフルエンザ(H5N1)に関する情報提供について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部健康対策課より別紙のとおり通知がありましたので、取り急ぎご連絡いたします。

WHOの公表情報によりますと、中国(江蘇省)で、鳥との接触歴のない者が鳥インフルエンザ(H5N1)に感染して死亡し、その後、同患者の父親も鳥インフルエンザ(H5N1)に感染していることが確認されております。

厚生労働省は、国内外からの情報収集に努めるとともに、中国からの帰国者について検疫を強化したとのことであります。

現在のところ、ヒトからヒトへの感染の可能性について十分な情報は入っておりませんが、フェーズ4A(※別添『新型インフルエンザの医療体制について』参照)宣言された場合の必要な対応について再度確認が求められております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ関連の情報につきましては、今後も情報提供があり次第ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎





「公印省略」

19健第 3490 号

平成19年12月11日

(社) 福岡県医師会長 殿

保健福祉部健康対策課長
(結核感染症係)

情報提供 (H5N1 関係) について

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり情報提供がありましたので、お知らせ
します。



事 務 連 絡
平成19年12月10日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

中国（江蘇省）における、鳥インフルエンザ（H5N1）の
人から人への感染疑いについて

12月4日及び9日付WHOの公表情報によると、中国（江蘇省）で、鳥との接触歴のない者が、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染し死亡していることが確認されていた（12月2日）ところ、同患者の父親も鳥インフルエンザ（H5N1）に感染していることが確認されました（12月6日）。

厚生労働省は国内外からの情報収集に努めるとともに、12月9日、中国からの帰国者について検疫を強化したところです。

また、12月10日、別添のとおりプレスリリースしたところですが、更なる情報が入手され次第、都道府県等に情報提供を行っていく予定としております。

現在のところ、ヒトからヒトへの感染の可能性について、十分な情報を入手しておりませんが、フェーズ4A宣言された場合の対応について、厚生労働省は政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき対応を行うこととなるため、各都道府県等におかれても、必要な対応について再度の確認をしていただきますようお願いいたします。

平成19年12月10日

(照会先)

健康局結核感染症課
課長補佐 三宅邦明(内線 2373)

医薬食品局食品安全部
企画情報課検疫業務管理室
室長補佐 原田 誠(内線 2463)

中華人民共和国(江蘇省)における、鳥インフルエンザ(H5N1)の
人から人への感染疑いへの対応について

- WHO(世界保健機関)は、中華人民共和国(江蘇省)における鳥インフルエンザ(H5N1)の感染状況を以下のとおり報じている。

12月4日付け情報

- ・ 中華人民共和国政府は、11月24日に発症、27日に入院、12月2日に死亡した江蘇省在住の24歳男性について、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が確認されたと報告した。
- ・ 同男性については、発症前に、病気の鳥に接触したことが確認されていない。
- ・ 中華人民共和国政府は、同男性と接触した者について、他者に感染が拡大しないよう防疫措置を講じた上で、健康状態の監視を行っている。

昨日(12月9日)付け情報

- ・ 中華人民共和国政府は、12月2日に死亡した上記男性の52歳になる父親が、鳥インフルエンザ(H5N1)に感染していることが確認されたと報告した。
- ・ この父親は12月3日に発症したがすぐに病院へ送られ治療を受けている。

- 厚生労働省では、昨日付けの情報及び現地情報により感染が確認された者が江蘇省南京市在住であることが判明したことを受けて、同日より検疫の体制を次のとおり強化している。

12月9日以降の対応：従来の取組に下線部分を追加

- ・ 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国からの入国者について、
 - ① サーモグラフィー（熱感知装置）等により、インフルエンザ様症状の者（38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者）を確認。
 - ② ①で確認されたインフルエンザ様症状の者については、10日以内に、
 - 1) 鳥インフルエンザ（H5N1）に感染している又は感染している疑いのある鳥と接触したか
 - 2) 鳥インフルエンザ（H5N1）に感染している又は感染している疑いのある患者と接触したか
 - 3) 中華人民共和国からの入国者については、江蘇省南京市に滞在していたかを確認。
 - ③ ②で、1)・2)の接触歴又は、3)の滞在歴が確認された者については、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染しているかどうかの検査を実施。
 - ④ ③の検査の結果、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染していることが確認された者や、検査中にH5型の鳥インフルエンザへの感染が確認された者（注）は、入院措置し、治療。

（注：H5N1型に感染しているかどうかの前に、H5型に感染しているかどうかを判明するのが通例。）

- 厚生労働省では、引き続き、WHO等からの情報収集に努め、状況に応じた適切な対応を行っていくこととしている。

（参考）

昨年インドネシアのカロにおいて、鳥と接触し、鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した者から、人から人への感染が疑われる事例があったが、同事例については、家族内感染に留まり、それ以上の感染拡大は確認されなかった。

これまで、日本においては、鳥インフルエンザ（H5N1）の人での発症事例はない。

新型インフルエンザの医療体制について

	福岡県新型インフルエンザ対応指針	新型インフルエンザ対策行動計画（国策定）
3 A ・ 3 B ・ 3 C	○ 新型インフルエンザの可能性の高い患者を診療可能な医療機関を予め把握する。 ○ 感染症指定医療機関の病床が不足した場合に備えて、新型インフルエンザ患者の入院治療が可能な医療機関をあらかじめ把握する。 ○ 大流行時に医療機関が不足する場合を想定し、患者を収容する大型施設での対応について検討する。	○ フェーズ 4, 5 ・ 感染症指定医療機関の病床を確保、病床が不足する場合は、結核病床のうち陰圧病床の空床を利用する。 ○ パンデミック期 ・ 最大 10 万 1 千人の入院患者の医療を担う医療機関として、公的医療機関等を中心にリストを作成するよう都道府県に要請する。（福岡県 4,020 床）
4 ・ 5 A ・ 4 ・ 5 B	○ 新型インフルエンザ初期診療対応協力医療機関により外来診療を実施（県下 31 医療機関） ○ 患者は、入院勧告を行い、感染症指定医療機関で入院治療を実施。 ○ 大流行時に医療機関が不足する場合を想定し、患者を収容する大型施設での対応について検討する。	○ 特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い例含む）の一般外来及び入院に対応しない病院の確保を検討するよう都道府県に要請する。
4 C ・ 5 C	○ 外来診療は、原則対応可能な医療機関で実施。 ○ 患者は、入院勧告を行い、感染症指定医療機関で入院治療を実施。 ○ 感染症指定医療機関の病床が不足した場合は、その他の入院可能な医療機関で入院治療を実施。	○ 新型インフルエンザ患者、疑い患者は、原則、感染症指定医療機関で診断・治療を実施。 ○ 一般医療機関では、疑い患者は指定医療機関に移送するよう周知
6 A	○ 感染症指定医療機関の受入れ準備の確認。 ○ 大流行時に医療機関が不足する場合を想定し、患者を収容する大型施設について検討する。	5 A と同様
6 B	○ 入院勧告の中止 ○ 対応可能な全ての医療機関で、外来、入院対応を行う。	
6 C	○ 入院勧告の中止 ○ 対応可能な全ての医療機関で、外来、入院対応を行う。 ○ 入院適用でないが、在宅での自己管理ができない患者に対し、臨時入所施設を必要に応じ設置。 ○ 病床が確保困難な場合、あらかじめ定めていた患者収容可能な施設への収容を検討する。 ○ 全ての医療機関で院内感染対策を徹底する。	○ 入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行う。 ○ フェーズ 3 A において作成した入院医療機関リストを基に、入院患者の受入を行うよう都道府県に要請。
国の通知等	○ 平成 17 年 11 月 30 日に開催された、全国感染症主管課長会議及び「新型インフルエンザに係る医療を提供する体制の確保について」（平成 17 年 12 月 16 日付健感発第 1216001 号）により、パンデミック期の医療体制の整備について下記の要請があった。 ① 外来診療 全医療機関 ② 入院治療 感染症指定医療機関に加えて、公的医療機関等を中心に病棟単位で病床確保する。（福岡県は、4,020 床を確保するよう要請あり。）	

* 福岡県指針 A（国外発生）、B（国内他県発生）、C（県内発生）

* 国「行動計画」 A（国外発生）、B（国内発生）